

令和8年度 相模原市立大野南中学校
いじめ防止基本方針

大野南中学校

令和8年 4月 1日

相模原市立大野南中学校いじめ防止基本方針

【目指す生徒の姿】相手のことを考えた言動ができる生徒

- 自分や他の生徒の良さや個性を認め合い、望ましい人間関係を築く生徒
- 実践活動を通し、自ら考え、判断し行動する生徒
- 学校生活を楽しく充実した時間を過ごし、自己有用感を高める生徒
- 体験・奉仕・支援・ボランティア活動に興味・関心を示し、関わろうとする生徒

【家庭・地域との連携】

学校ホームページ
学校アンケート
学校・学年だより
地域行事への参加（ボランティア活動の推進）
小中合同あいさつ運動

【校内組織】

【大野南中学校いじめ防止対策委員会】

※いじめはいけないという意識を育てると共に、早期発見・解決を目指す指導を積極的に行う。 構成員…校長、副校長、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー(SSW)

【関係機関との連携】

（学校警察連絡制度の活用・ケース会議で連携）

- ・警察
- ・県警少年相談保護センター
- ・民生委員児童委員
- ・児童相談所・子育て支援センター・教育委員会（学校教育課、青少年相談センター）

【いじめの未然防止】 ○生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育や平和教育の充実や体験活動などの推進を行う。
- いじめ（インターネット等含む）について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図ると共に、保護者に対しても周知徹底を図る。
- 学校、PTA、地域の関係団体と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

【いじめの早期発見】

- 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ① 教育相談アンケート（記名式）は1, 2学期に1回
 - ② 教育相談…Ⅰ. 5月1日～6月5日、Ⅱ. 9月2日～10月29日
 - ③ 生活アンケート（無記名式）は各学期に1回
- 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

【いじめへの対処】

- いじめの疑いを発見した場合は、特定の教員で抱え込まず速やかに対応する
- 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

1 いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

- ① 大野南中学校では、多くの教職員が生徒の悩みや相談を受け止めるようにする。そのため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を積極的に構築する。
- ② 大野南中学校では、生徒達に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、お互いの人格を尊重し合える態度、心の通う人間関係を構築する能力、ストレスに適切に対処できる力等を育む教育を積極的に実践する。
- ③ 大野南中学校では、すべての生徒が安心でき、自己有用感を感じられる学校生活づくりを積極的に行っていく。
- ④ 大野南中学校では、些細な兆候であっても、“ちょっとおかしい”という教職員の感覚を大事にして、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ⑤ 大野南中学校では、さまざまな手立てによって、生徒を多方面、多角的な視点から観察し、生徒の実態把握に努め、生徒理解を進めていく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○ 組織名称：大野南中学校いじめ防止対策委員会

○ 構 成 員：校長、副校長、教務主任、生徒指導主任、学年主任

※養護教諭、支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー（必要に応じて）

○ いじめ防止対策委員会の取り組み内容

1. 年度初めの職員会議及び教員研修の実施により全職員がいじめの定義及び対処方針についての確認を行う。いじめ防止等に係る取り組み方針の企画立案などのため定期的に打ち合わせを行う。
2. 学校いじめ防止基本方針について、入学時・各学年の開始時に生徒、保護者に説明を行う
3. いじめの未然防止、早期発見のために、全生徒対象に定期的に（月1回）アンケート調査を実施する。
4. いじめ事案発生時は、緊急会議を開き事案の内容の確認と今後の指導を共通理解のもと、即時実践する。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ① 授業改善…ひとり一人を大切にしたわかりやすい授業づくり
 - ② 居場所づくり…話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - ① 絆づくり…生徒会・委員会活動の活発化と自主的な運営、体育祭 体育部門や合唱部門での異学年交流
 - ② 生徒会活動…小中連携あいさつ運動、いじめ暴力行為防止キャンペーンへの積極的参加
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、体験活動などの推進をする。
 - ① 人権教育の充実…「自分や他人の存在の大切さ認めること」の徹底
 - ② 道徳教育の徹底…道徳の時間の充実。全ての教育活動の中で実践する。総合的な学習の時間の充実…職場体験（2年生実施）平和教育、SDGS の体験やシビックプライドを通じて持続可能な社会について探求する。
 - ④ 小中学校交流行事の充実…あいさつ運動、授業交流、行事への参加
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
 - ① 校内研修の充実…いじめ問題、人権、道徳、情報モラル研修の実施
 - ② 全校集会、学年集会における校長をはじめ担当教員からの講話
 - ③ 保護者会や学級懇談会における啓発
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
 - ① 地域の公民館主催運動会へのボランティア派遣、ユニセフ募金活動への参加（小田急相模大野駅）、小中合同あいさつ運動
 - ② 青少年教育カウンセラー、SSW（スクールソーシャルワーカー）との懇談会
 - ③ 学校警察連絡制度の有効活用…南警察署職員、県警少年相談・保護センター職員、少年補導員等との交流と情報交換

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないように観察・相談に重点を置く。

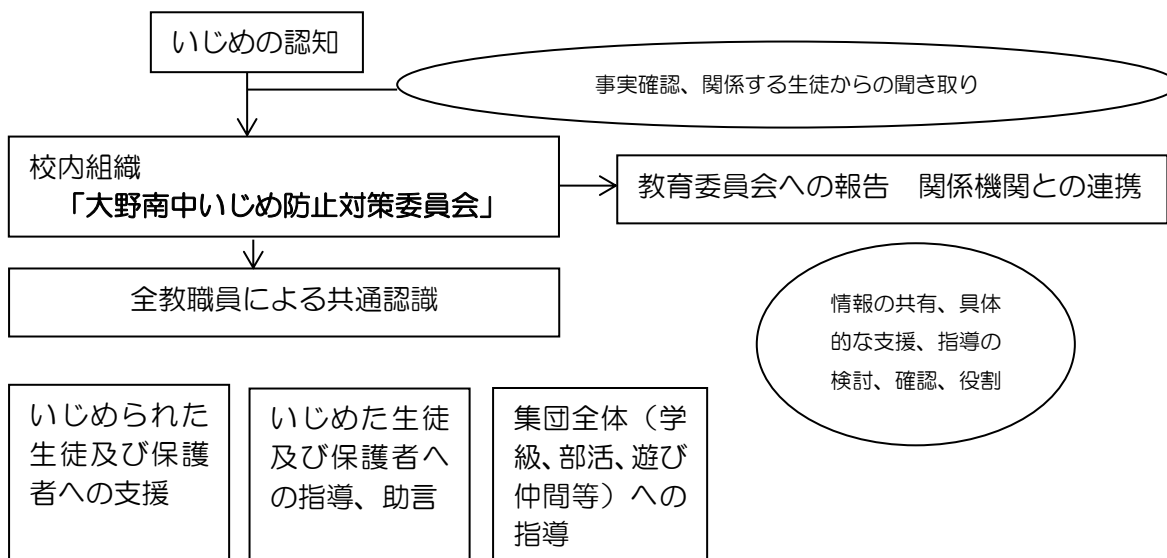
- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
 - ① 休み時間や昼食、放課後などでの会話の中で
 - ② 生徒ハンドブック、一行日記、個人ノート、教育相談、家庭訪問
- (2) 定期的な生活実態調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ① 教育相談アンケートの実施（記名式）…1，2学期に1回
 - ② 教育相談…Ⅰ 5月1日～6月5日、Ⅱ 9月2日～10月29日
 - ③ 生活アンケートの実施（無記名式）…各学期に1回
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ① 相談窓口の周知…青少年教育カウンセラー 毎週火・木曜日
直通電話番号 (042) 741-8017
 - ② いじめ相談ダイヤル…(042) 707-7053
 - ③ ヤングテレホン…(042) 755-2552
 - ④ 保健室だより、相談室だより、ネットパトロールだよりの発行
 - ⑤ 青少年教育カウンセラーによる校内巡回

5 いじめの対処の取組

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに対応する。

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。
 - ① 大野南中学校いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有する。
 - ② すみやかに事実確認を行い、関係生徒及び保護者、集団全体（学級、部活、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
 - ③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ぐに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
 - ① 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
 - ② 各警察署、県警少年相談・保護センター
 - ③ 青少年相談員
 - ④ 児童相談所、各区子育て支援センター

(対応経路)



- 生徒及び、保護者からの相談や訴えには真摯に傾聴する。一人で抱え込まず、校内組織「大野南中学校いじめ防止対策委員会」で情報を共有するなどして、報告・連絡・相談の徹底を図る。
- いじめの対処には特定の教職員だけでは解決することができない。全教職員で共通認識を持ち、関係機関との連携をとりながら対応していくことが、解決していくための最善策である。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

7 その他

- ① この要項は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。